

議員の派遣について（大阪市会代表団）

平成30年11月30日

地方自治法第100条第13項及び大阪市会会議規則第92条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

大阪・メルボルン姉妹都市提携40周年記念大阪市会代表団

（1）派遣目的

大阪・メルボルン姉妹都市提携40周年記念行事への出席、交流事業の実施、メルボルン市役所親善訪問、メルボルン市における諸施策の都市行政調査

（2）派遣場所

メルボルン市

（3）派遣期間

平成30年12月16日から平成30年12月20日まで

（4）派遣議員

辻義隆

山下昌彦

多賀谷俊史

高山仁

山中智子

[参照]

○地方自治法第100条第13項

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

○大阪市会会議規則第92条

法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、市会の議決でこれを決定する。但し、緊急を要する場合又は閉会中にあつては、議長において議員の派遣を決定することができる。